

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.2E-1				1.8E+2		1.1E+2	292.4
2	アクリルアミド							7.9E-2	0.1
3	アクリル酸エチル							1.7E+2	166.4
4	アクリル酸及びその水溶性塩	8.2E+0						1.9E+0	10.1
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							1.7E+2	166.4
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	3.4E+0							3.4
8	アクリル酸メチル							1.7E+2	166.4
9	アクリロニトリル							1.6E+2	160.7
10	アクロレイン		4.3E+3					6.0E+2	4,880.1
11	アジ化ナトリウム	2.6E-1							0.3
12	アセトアルデヒド		2.1E+4					3.3E+3	23,915.6
13	アセトニトリル	1.0E+2						1.2E+2	229.3
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							1.4E-1	0.1
17	o-アニシジン								
18	アニリン							1.5E+0	1.5
20	2-アミノエタノール	1.2E+1			1.4E+4			9.2E+3	22,997.4
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					4.5E+2	1.5E+1		470.0
23	p-アミノフェノール							4.8E-2	0.0
24	m-アミノフェノール							2.2E-2	0.0
25	メトリブジン					2.0E+2			200.0
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							4.8E+1	48.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	3.8E+2			1.2E+5			2.1E+4	142,126.2
31	アンチモン及びその化合物	3.1E-1						3.7E+1	37.4
33	石綿								
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							4.5E+3	4,510.5
37	ビスフェノールA	3.8E+0						1.3E+0	5.0
40	ピフェナゼート					5.0E+2			500.0
41	フルトラニル					2.2E+3			2,155.0
46	キザロホップエチル					2.2E+2			217.0
47	ブタミホス					5.5E+2			554.0
48	E P N					9.0E+1			90.0
49	ペンディメタリン					9.0E+2			897.4
50	モリネート					3.5E+3			3,480.0
51	2-エチルヘキササン酸							9.9E-4	0.0
52	アラニカルブ					2.4E+2			240.0
53	エチルベンゼン	4.7E+4	5.3E+4	1.1E+5				1.4E+4	226,463.4
54	ホスチアゼート					3.3E+2			330.0
56	エチレンオキシド	2.4E+2						1.7E+2	404.9
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	5.0E+2		2.3E+2				3.8E+1	759.2
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1.0E+1						1.2E+1	22.0
59	エチレンジアミン							1.6E+2	163.8
60	エチレンジアミン四酢酸	1.5E+1			1.2E+2			3.2E+2	456.1
61	マンネブ					2.8E+2			275.0
62	マンコゼブ					1.4E+4			14,228.5
63	ジクアドジプロミド					1.2E+3			1,211.0
64	エトフェンブロックス					5.7E+3	3.9E+1		5,705.6
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					1.4E+1			14.0
71	塩化第二鉄	2.6E-2							0.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							9.6E-2	0.1
75	カドミウム及びその化合物							2.2E+0	2.2
76	ϵ -カプロラクタム							1.1E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	6.3E+4	2.1E+5	1.7E+5				2.9E+4	470,183.8
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	1.2E+0						1.0E+1	11.7
83	クメン	7.3E+1						3.7E+1	109.8
84	グリオキサール							2.0E-1	0.2
85	グルタルアルデヒド	1.4E+1						9.2E+2	931.6
86	クレゾール							3.5E+1	35.1
87	クロム及び3価クロム化合物	5.5E-1						2.6E+1	26.2
88	6価クロム化合物	2.7E+0		1.1E+2					113.4
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					1.6E+2			157.3
91	シアナジン								
92	トルフェンピラド					3.8E+2			375.0
93	メトラクロール					7.9E+1			79.1
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					2.3E+2			232.5
96	ジフェノコナゾール					6.0E+2			595.1
98	クロロ酢酸							1.6E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル							9.8E+0	9.8
100	プレチクロール					1.3E+4			13,124.9
101	アラクロール					1.1E+3			1,145.0
103	HCFC-142b							1.2E+4	11,620.4
104	HCFC-22							1.3E+5	131,207.4
108	メコプロップ					1.1E+3			1,100.0
113	シマジン					1.0E+2			102.0
114	インダノファン					2.0E+1			19.6
115	フェントラザミド					1.8E+3			1,823.7
116	ヘキシチアゾクス					2.0E+1			20.0
117	テブコナゾール					2.0E+3	2.5E+1		2,005.2
118	マイクロブタニル					1.6E+1			16.0
119	フェンブコナゾール					2.5E+2			248.6
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					1.4E+2			137.0
125	クロロベンゼン	3.1E+1						5.4E+2	570.1
126	CFC-115							6.1E+2	613.4
127	クロロホルム	2.0E+2						1.0E+3	1,226.0
132	コバルト及びその化合物	4.2E+0						2.7E+2	272.1
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	2.7E+2						7.6E-2	273.4
134	酢酸ビニル							2.2E+2	218.2
136	サリチルアルデヒド							1.0E-2	0.0
137	シアナミド					5.0E+2			503.0
138	ジクロシメット					2.4E+1			24.0
139	トラロメリン					3.8E+1	3.7E+0		41.5
140	フェンプロパトリン					7.6E+2	5.5E+0		765.5
141	シモキサニル					2.3E+2			228.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	1.2E+1						2.1E+2	219.0
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							5.0E-2	0.1
146	ピリミホスメチル					9.4E+1			94.0
147	チオベンカルブ					3.7E+3			3,696.0
148	カフェンストロール					5.3E+2			531.9
150	1,4-ジオキサン	1.4E+1						5.7E+2	583.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					5.2E+3			5,240.5
153	テトラメリン						1.3E+2		134.5
154	シクロヘキシルアミン							9.4E+0	9.4
157	1,2-ジクロロエタン	1.7E+1						1.4E+0	18.3
161	CFC-12							1.1E+4	10,512.1
162	プロピザミド								
164	HCFC-123							1.4E+3	1,361.1
168	イブプロジオン					5.0E+1			50.0
169	ジウロン							2.9E+1	28.8
170	テトラコナゾール					1.2E+1			11.6
171	プロピコナゾール					4.0E+0			4.0
172	オキサジクロメホン					4.0E+2			395.5
174	リニューロン					2.9E+3			2,935.4
175	2,4-D					4.0E+2			398.8
176	HCFC-141b							2.4E+4	24,235.8
178	1,2-ジクロロプロパン							1.5E+0	1.5
179	D-D					3.9E+4			39,028.8
181	ジクロロベンゼン						2.6E+2	8.0E+4	80,136.6
182	ピラゾキシフェン					3.8E+2			378.0
183	ピラゾレート					8.2E+3			8,198.0
184	ジクロベニル					2.4E+4			24,178.0
185	HCFC-225							6.2E+3	6,190.9
186	塩化メチレン	1.6E+4						2.8E+0	16,352.7
187	ジチアノン					1.5E+3			1,541.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							1.1E+3	1,132.2
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					3.6E+3			3,584.0
193	エチルチオメトン					9.9E+2			994.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					2.3E+2			231.0
196	メチダチオン					4.8E+3			4,812.0
197	マラソン					4.6E+3			4,622.0
198	ジメトエート					7.2E+2			716.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							6.1E-7	0.0
203	ジフェニルアミン							1.9E-2	0.0
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							6.0E+0	6.0
206	カルボスルファン					4.3E+2			431.8
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	2.6E+0					4.1E+0	2.6E+1	33.0
209	ジプロモクロロメタン							5.6E+2	557.1
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							1.2E+3	1,222.5
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					9.4E+3			9,395.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	6.2E+1						1.9E+2	252.3
216	N,N-ジメチルアニリン							6.7E-1	0.7
217	チオシクラム					1.0E+2			100.0
218	ジメチルアミン	1.9E+1						1.6E+0	20.8
221	ベンフラカルブ					2.5E+3			2,500.0
222	フェノチオカルブ								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシ	1.5E+1			9.6E+3			6.3E+1	9,628.7
225	トリクロロホン					4.5E+3	3.4E+0		4,453.4
227	バラコート					8.7E+2			865.0
229	チオファネートメチル					1.4E+4			13,967.0
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	5.0E+2							497.5
233	フェントエート					6.2E+2			621.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル								
237	水銀及びその化合物	1.7E+0						2.4E+1	26.0
239	有機スズ化合物	2.1E-1							0.2
240	スチレン	1.4E+3	1.3E+4	8.2E+0				1.1E+3	15,609.4
242	セレン及びその化合物							9.1E+1	91.1
243	ダイオキシン類							7.3E+2	731.9
244	ダゾメット					2.7E+4			27,342.0
245	チオ尿素							9.3E+1	93.2
248	ダイアジノン					8.5E+3	2.6E+0		8,543.6
249	クロロピリホス					2.1E+3			2,131.5
250	イソキサチオン					8.9E+2			887.0
251	フェントロチオン					1.5E+4	2.0E+2		14,943.4
252	フェンチオン					1.6E+2	4.5E+1		205.3
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス								
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							1.0E-3	0.0
257	デカノール							1.8E+2	177.9
258	ヘキサメチレンテトラミン							4.2E+2	417.1
259	ジスルフィラム	6.5E+1							65.4
260	クロロタロニル					5.3E+3			5,266.0
261	フサライド					8.7E+3			8,674.0
262	テトラクロロエチレン	2.7E+3						1.8E-1	2,712.6
266	テフルトリン					1.4E+2			139.5
267	チオジカルブ								
268	チウラム	6.4E+1				1.0E+4			10,198.7
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	7.4E-2				1.2E+1		8.4E+2	849.3
273	n-ドデシルアルコール							5.6E+1	55.5
275	ドデシル硫酸ナトリウム	1.1E+2			1.8E+4			3.0E+3	21,078.2
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	5.4E+0						1.7E+2	177.9
278	トリエチレンテトラミン	6.8E-1							0.7
281	トリクロロエチレン	5.3E+3						3.4E-1	5,347.3
282	トリクロロ酢酸	1.2E+0						1.7E+1	18.6
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					2.3E+3			2,312.8
286	トリクロピル					5.6E+1			56.0
288	CFC-11							1.3E+4	13,359.9
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							1.7E+2	165.1
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					3.7E+3			3,708.7
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1.2E+4	1.3E+3					2.3E+2	13,267.3
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6.9E+3	1.8E+4	3.0E+3				2.3E+3	29,874.3
298	トリレンジイソシアネート							6.7E-6	0.0
299	トルイジン							2.7E-5	0.0
300	トルエン	8.7E+4	3.4E+5	8.8E+4				2.2E+4	532,984.1
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	6.2E+0						2.5E+3	2,555.4
305	鉛化合物	1.1E+1		5.1E+2				2.8E+1	547.6
308	ニッケル							1.1E+2	105.1
309	ニッケル化合物	2.0E+0						6.1E+2	616.3
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							2.5E-2	0.0
319	n-ノニルアルコール								

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							8.0E+1	79.7
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					1.4E+3			1,369.5
325	オキシシン銅					2.0E+4			19,571.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					3.8E+2			377.9
329	ポリカーバメート					8.7E+3		2.9E+2	8,973.0
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド							1.1E-1	0.1
331	カズサホス					1.2E+2			117.0
332	砒素及びその無機化合物							1.1E+1	11.2
333	ヒドラジン	1.4E+1						1.6E+3	1,623.9
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							1.6E+0	1.6
336	ヒドロキノ	4.2E-1						5.2E+2	518.6
340	ビフェニル							4.1E+0	4.1
341	ビペラジン							2.8E+2	284.9
342	ピリジン							5.3E+1	52.6
343	カテコール							1.6E+1	15.5
346	2-フェニルフェノール							1.0E+2	99.8
348	フェニレンジアミン							3.7E-2	0.0
349	フェノール	4.7E+0						9.3E-1	5.6
350	ペルメトリン					7.5E+2	1.1E+2		862.7
351	1,3-ブタジエン		1.8E+4					1.1E+3	19,331.2
354	フタル酸ジ-n-ブチル	6.6E+1		4.3E+2				6.5E+2	1,147.3
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	8.1E+1		1.7E+1				8.7E+0	106.3
357	ブプロフェジン					1.0E+3			1,045.0
358	テブフェノジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					3.4E+3			3,350.0
361	シハロホップブチル					2.0E+3			1,980.9
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					1.2E+2			120.0
364	フェンピロキシメート					3.0E+1			30.0
366	tert-ブチル = ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					9.0E+1			90.0
370	ピリダベン					2.0E+1			20.0
371	テブフェンピラド					4.0E+1			40.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	3.7E+2						1.4E+4	14,692.2
376	ブタクロール					7.3E+3			7,349.5
377	フラン								
378	プロピネブ					6.2E+3			6,160.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブromoジクロロメタン							5.2E+2	518.2
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					9.8E+1			98.0
384	1-ブromopropan							3.0E+1	30.0
385	2-ブromopropan								
386	臭化メチル					2.4E+3			2,404.0
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	2.0E+1			8.0E+2			1.0E+2	923.9
390	ヘキサメチレンジアミン							6.3E-3	0.0
391	ヘキサメチレン = ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	3.2E+4	3.7E+3					1.4E+3	37,427.4
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							1.6E+1	16.5

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	2.9E+0							2.9
398	塩化ベンジル							5.1E-2	0.1
399	ベンズアルデヒド		6.0E+3					3.1E+2	6,268.3
400	ベンゼン	1.3E+3	8.2E+4					1.4E+4	96,794.1
402	メフェナセツ					3.7E+3			3,725.0
403	ベンゾフェノン							2.5E-2	0.0
405	ほう素化合物	4.3E+1					9.0E+0	3.0E+4	29,647.5
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までの もの及びその混合物に限る)	2.2E+3			2.7E+5			2.3E+4	296,192.6
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	2.5E+1			1.1E+4			2.4E+3	13,517.8
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	1.0E+2			2.8E+4			2.4E+4	52,578.2
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	4.4E+2			5.8E+3			8.0E+3	14,251.0
411	ホルムアルデヒド	1.3E+3	5.5E+4					4.8E+3	61,475.9
412	マンガン及びその化合物	5.7E-2						3.0E+1	29.9
413	無水フタル酸							1.2E-3	0.0
414	無水マレイン酸							7.4E-2	0.1
415	メタクリル酸	1.3E+0						1.5E+1	15.9
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							6.8E-8	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							3.8E-1	0.4
420	メタクリル酸メチル							7.5E+1	75.2
422	フェリムゾン					4.0E+3			4,044.0
423	メチルアミン							6.1E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					8.8E+2			880.0
427	カルバリル					2.1E+3	7.3E+1		2,127.8
428	フェノブカルブ					2.6E+2	1.5E+2		412.4
429	ハロスルフロンメチル					1.3E+2			132.6
430	インドキサカルブ					5.0E+0			5.0
431	アゾキシストロビン					2.6E+3			2,560.2
432	アミトラズ					2.0E+1			20.0
433	カーバム					2.8E+3			2,750.0
434	オキサミル					4.9E+1			48.8
435	ピリミノバックメチル					2.5E+2			249.0
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	1.9E+3					1.4E+1	2.0E+3	3,915.0
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド							2.3E+0	2.3
442	メプロニル					4.1E+2			407.0
443	メソミル					4.8E+2			476.0
444	トリフロキシストロビン					6.8E+2			675.0
445	クレソキシムメチル					1.3E+3			1,259.4
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	4.2E+2							415.3
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					1.0E+2			101.4
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	6.1E+0						3.7E-2	6.2
453	モリブデン及びその化合物	1.4E+1						1.3E+3	1,306.1
455	モルホリン	8.1E+0						1.1E+2	121.0
456	りん化アルミニウム								
457	ジクロルボス						4.7E+2		468.5
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)								
460	りん酸トリトリル							6.6E-4	0.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							1.3E+1	13.2
462	りん酸トリ-n-ブチル							9.0E-3	0.0
合 計		2.8E+5	8.2E+5	3.8E+5	4.8E+5	3.4E+5	1.6E+3	5.3E+5	2,838,986.5

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。